

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書



様式-2(土)

土砂災害警戒区域 区域図

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域



土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域

土石流の高さが1mを超える場合、建築物に作用する力が50kN/m²を超える区域



土石流の高さが1mを超える場合、建築物に作用する力が50kN/m²以下の区域



その他の区域



縮尺
1:2,500

自然現象の種類

土石流

溪流番号

209-三条-015

告示番号

新潟県告示
第102(Y)号

溪流名

狭口(10)

告示年月日

令和元年5月31日

所在地

加茂市大字狭口